

## 介護保険に係る市条例の一部改正について

平成29年6月の介護保険法改正に伴い、厚生労働省関係省令が平成30年3月末に一部改正され、同年4月1日から施行される見込みです。

国の省令改正に伴い、関係する市条例についても一部を改正し、平成30年4月1日から施行することが必要であるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」をしたいと考えております。

なお、この一部改正につきましては、同条第3項の規定により、次の議会において報告し承認を求めることとなります。

関係する市条例は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 関係する市条例

- ・ 出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【主な改正点】 訪問介護員の資格要件の改正

- ・ 出雲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【主な改正点】 介護保険法改正に伴う引用条項の改正

- ・ 出雲市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

【主な改正点】 申請者の資格要件の改正